

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

(横浜経済記者 同時発表)

記者発表資料
平成21年11月24日
経済観光局産業立地調整課長
高瀬 卓弥 Ⅱ : 671-4085

工場立地法における「敷地外緑地制度」を創設します。

- ◆本市では工場立地法制定前から立地している工場が多く、緑地面積率(工業地域/工業専用地域で15%)が達成できていない工場が多数あります。これら既存工場では、敷地内に新たに工場緑化できる余地がなく、工場緑化のみならず、工場の建替更新も困難な状況となっています。
- ◆国においても、自治体独自の基準作成を前提に、敷地外緑地の範囲拡大を認める運用改正が図られたことを踏まえ、横浜市における「工場立地法・敷地外緑地制度」を創設することといたしました。
- ◆これにより、工場建替等の円滑化と、工場緑化促進の両立を目指してまいります。

● 横浜市における「工場立地法・敷地外緑地制度」の概要(特徴)

「横浜市における工場立地法敷地外緑地等に関する基準」により、敷地外緑地を認める範囲や要件等を定めます。

①敷地外緑地等を認める範囲

- ・工場隣接地の敷地外緑地等を認めるほか、工場敷地から離れた敷地(いわゆる「飛び緑地」)についても、本市の8大工業集積地域内で認めます。

②主な要件

- ・当該工場が維持管理を行う緑地等であることは必須要件です。
- ・2社以上による共同緑地等も可能です。
- ・自社所有地または賃貸借契約などの一定の権原と継続性等を要件とします。

③手続き(事前相談制)

- ・法手続きの前に「事前相談」により敷地外緑地等の可否を調整します。
- ・敷地外緑地等と認められる場合、市は敷地外緑地等台帳を整備し登録管理します。

④施行日

- ・平成21年11月24日

※工場立地法の「敷地外緑地」は、「緑の環境をつくり育てる条例」において考慮されます。

【参考1】関係法令及び本市の対象工場の現状

1 工場立地法(昭和34年3月20日制定)

- ・工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的とする法律。
- ・敷地面積9千㎡または建築面積3千㎡以上の工場を対象に、生産施設面積率や緑地面積率を定めている。

2 横浜市工場立地法地域準則条例(平成12年2月25日制定)

- ・本市独自の緑化面積率等を定めた条例(政令指定都市は独自基準を定めることができます。)
 - 工業地域/工業専用地域 15%
 - 準工業地域 20%
 - その他(住居系用途等) 25%

3 国の制度運用改正(平成20年6月11日通知)

- ・運用例規集一部改正により、自治体独自の基準制定を前提に敷地外緑地の範囲を拡大

4 本市の対象工場の現状

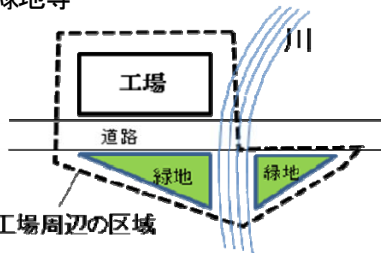
- ・144社(うち法制定前の既存工場は94社)・・・平成21年9月30日現在
- ・本市対象工場の緑地面積率(144社の総敷地面積に対する総緑地面積の率)は、約12.9%

【裏面あり】

【参考2】制度の概要（概要図）

1 敷地外緑地等を認める範囲

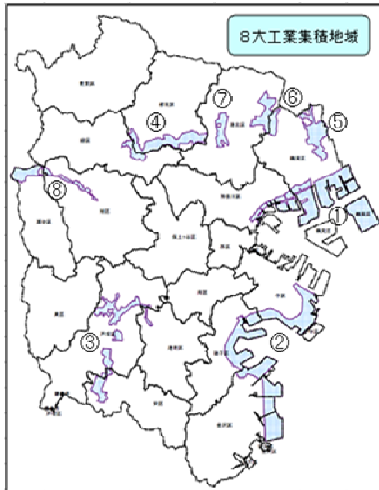
(1) 隣接緑地等



※道路河川等で分断されていても、工場敷地と一体的に管理されているものは認められます。

(2) 飛び緑地等を認める範囲

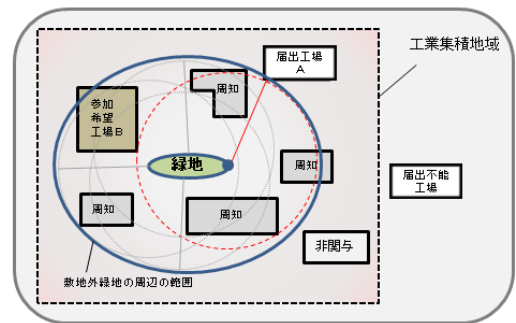
・ 8大工業集積地域



- ①京浜臨海部工業地域
- ②臨海南部工業地域
- ③内陸南部工業地域
- ④内陸北部工業地域
- ⑤畿見東部工業地域
- ⑥畿見西部・洛北東部工業地域
- ⑦洛北中部工業地域
- ⑧瀬谷-旭工業地域

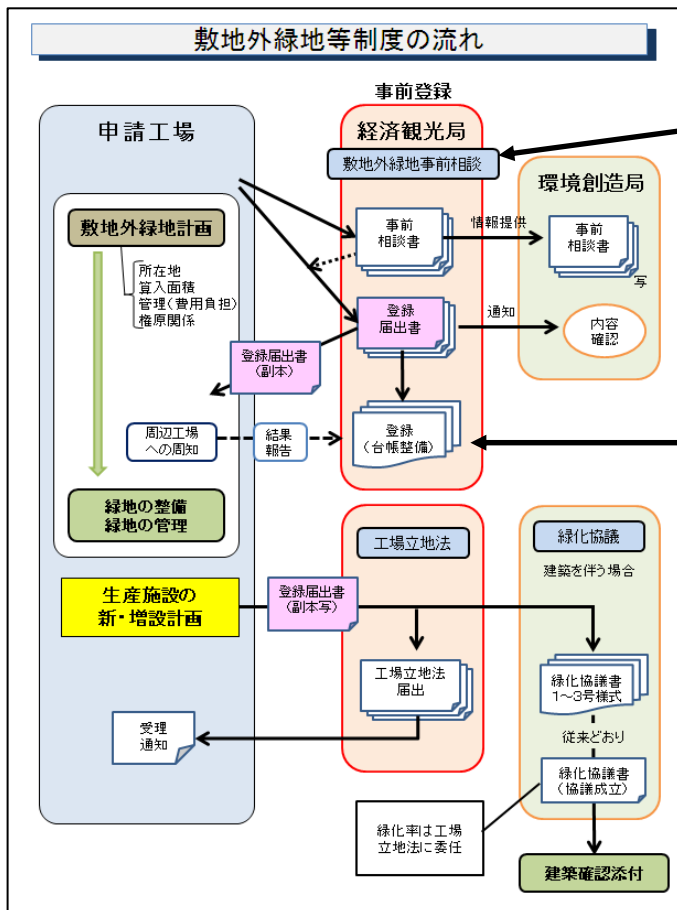
※特に工場緑化推進を図るため、8大工業集積地域においては、飛び緑地等を認めます。
(飛び緑地等の場合は周辺工場周知を求めます)

・ 飛び緑地等の場合の周辺工場周知範囲



※2社以上の共同緑地も可

2 手続の概要（事前相談制）



・ 敷地外緑地を整備しようとする工場は経済観光局と事前相談

・ 認められる場合、市は台帳登録

・ 工場立地法の届出において敷地外緑地を考慮
・ 緑の環境をつくり育てる条例の緑化協議においても同様